

子育て支援のための公営住宅の活用促進に向けた調査・検討事業

令和5年3月10日

国土交通省住宅局長 塩見 英之

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

※ 本公募は、令和5年度予算によるものであり、令和5年度予算成立等が事業実施の条件となります。
また、予算等の成立状況によっては、採択が遅れること等がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

子育て支援のための公営住宅の活用促進に向けた調査・検討事業

(2) 事業目的

本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、令和4年の出生数が80万人を割るなど、少子化対策が急務となるなか、子育て世帯・若者夫婦世帯が子どもを産み育てやすい住環境の整備は重要な課題である。特に、全国約210万戸の公営住宅を活用して、子育て世帯向けの住まいの確保を図ることは、既存ストックの有効活用と子育て支援の観点から有効である。

子育て支援のための公営住宅の活用については、地域の実情を踏まえ、地方公共団体において子育て世帯を優先入居の対象としたり、将来的に新たな子育て世帯に入れ替わることも考慮して、入居期間を区切って公営住宅に入居させる取組が行われており、同様の取組を全国の地方公共団体に拡大し、取組を普及する必要がある。

また、子育て世帯向けに公営住宅の住戸を活用するにあたり、子育てに配慮した仕様や間取り等を備えた住戸に改修するなど、子育てしやすいハードの検討も必要である。

このため、本事業では、地方公共団体における公営住宅を活用した子育て世帯の優先入居等の取組の具体化や、子育て世帯が子どもを産み育てやすいハード整備等の調査検討を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、今後の子育て世帯向けの公営住宅の活用方を示すことを目的とする。

(3) 事業内容

① 子育て世帯向けの優先入居の制度化に向けた調査検討

地方公共団体において子育て世帯の優先入居等の制度を導入・拡充するにあたり、子育て世帯の住まいに関する立地等のニーズ把握や公営住宅に必要な子育て支援機能等に関する調査を実施する。

② 子育て世帯向けの優先入居の取組事例等の調査検討
地方公共団体における子育て世帯の優先入居等の取組推進のため、先進的な取組みを行っている地方公共団体の実践事例等に関する調査を実施する。

③ 子育て世帯に配慮した住戸プラン等の調査検討
子育てに配慮した仕様や間取り等を備えた住戸プランや子育てしやすい公営住宅の環境整備に関する調査を実施する。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和5年4月上旬 ～ 令和6年3月29日(金)

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 公営住宅制度及び活用に関する知見を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ① 担当部局 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 加賀田、木本
- ② 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③ 電 話 03-5253-8111 (内線 39334、39335)
- ④ 電子 mail hqt-jubi.kikaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期 間 令和5年3月10日(金) から令和5年3月24日(金)
- ② 場 所 上記担当部局
- ③ 方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ① 期 限 令和5年3月24日(金) 18時00分まで
- ② 場 所 上記担当部局
- ③ 方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電子メー

ルの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Just System 一太郎 11」「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」

「Adobe Acrobat ReaderDC」以前の形式に限る。

・ファイルのデータ総量は極力10メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書が無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。